

- 一 午待方時間は日給支給
- 一 欠勤届は傳言 信書と認め期前を三日とす
- 一 遅刻早引一回は皆勤に關係せず
- 一 午袋支給
- 一 罷業中日給の半額支給
- 一 臨時昇給として壹圓以下十圓 壹圓以上五圓 臨時
実給
- 一 争議費用八十圓支給

第二回大改電氣争議

大改全属労働 北大改第三支部

發生日 三月七日 解決日 三月十四日

東淀川區本庄町大改電氣製作所

發生原因 契約不履行

(解決 条件)

一 解雇手當制定

六月より未満二百日分、一年以上三百日分、一年以上一年毎三二日半、

一 退職手當、解雇手當の二分の一、

一 職業考場、

一時離職九時迄一割五分、十時迄二割、十時以後は徹夜として三人分、

一 階勤賞状、

一月二日分、六月六日分、

一 昇給 年一回、

一 争議費用全額負担、

一 争議中日給支給、